

[ホーム](#)[くらしの情報](#)[しごとの情報](#)[観光情報](#)[市政情報](#)

所在地

[トップページ](#) > [組織で探す](#) > [政策企画課](#) > 新築、新築住宅・空き家バンク登録物件購入者に対する助成制度

## 新築、新築住宅・空き家バンク登録物件購入者に対する助成制度

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日:2015年5月21日更新

### 新築奨励・市内消費喚起事業(新築、新築住宅・空き家バンク登録物件購入者対象)

津久見市内での消費喚起を目的に、市内に住宅を取得された方に対し、その取得に要した経費のうち、市内で消費された金額の一部を市内で使用可能な商品券で還元します。

#### 助成対象者

平成26年12月27日以降に住宅を取得(新築または新築住宅(※)、空き家バンク登録物件の購入)するための契約を締結し、この住宅の所有者として登記をされた登記名義人であって、この住宅に定住している者であり、市税等本市に納入すべき納入金を完納している者(市外からの転入者については、前住所地に納入すべき納入金を完納している者)

※ 新築住宅...新たに建設された住宅で、誰も居住したことがなく、建設工事の完了の日から起算して1年以内の住宅

#### 助成額算出対象経費

下記経費のうち、平成26年12月27日以降に市内で消費された額の合計額が助成額算出対象経費となります。

- ◎ 住宅を新築するために要した経費(建築費用、建築資材購入費、水道工事、外構工事など)
- ◎ 新築住宅または空き家バンク登録物件を購入するために要した経費

- ◎ 新築住宅または空き家バンク登録物件を購入後、3か月以内に行われた改修に要した経費
- ◎ 住宅を取得した後に必要な備品等の購入に要した経費(住宅の取得にかかる登記の日または住民基本台帳に記録された日のいずれか遅い日から1か月以内に消費された経費に限る。)(カーテン、家具、電化製品の購入など)
- ◎ その他住宅を取得するために要したと認められる経費(上棟、お祝い返しに要する経費など(飲食代は除く。))

#### 助成額

助成額算出対象経費×0.4＝助成額(上限20万円)

- ◎ 申請時点で、中学生以下の子どもを育てている世帯の者...5万円加算
- ◎ 転入者(転入前1年以上市外に居住していた者。移住者居住支援事業補助金との重複交付は不可)...5万円加算

#### 申請の方法

住宅の取得にかかる登記の日または住民基本台帳に記録された日のいずれか遅い日から1年以内に、下記書類を市役所 政策企画課に提出してください。

- ・ [津久見市新築奨励・市内消費喚起事業助成申請書兼誓約書\(第1号様式\) \[Wordファイル/49KB\]](#)
- ・ 世帯全員が記載された住民票
- ・ 住宅を取得する際に締結した契約書の写し
- ・ 登記事項証明書(全部)
- ・ 市税等本市に納入すべき納入金(市外からの転入者については、前住所地に納入すべき納入金)を完納していることを証する書類(世帯の中で納入義務のある者全員分)
- ・ 助成額算出対象経費の領収書等、支払いを証する書類(住宅を建築するために要した費用で建築資材購入費、水道工事など領収書の提出が困難な

場合

は、[助成額算出対象経費証明書 \[Wordファイル/35KB\]](#)をご利用ください。)

- ・ 市外からの転入者については、転入前1年以上市外に居住したことを証する書類(戸籍の附票)

※ 提出書類は原本を提出していただければ、コピーは市が行います。

#### 申請後の流れ

1. 市は提出された書類の内容を審査の上、助成の適否を決定し、その結果を申請者へ連絡します。
2. 助成決定の連絡を受けた申請者は、市役所で助成決定通知書を受け取り、その助成決定通知書を津久見商業協同組合の事務所に提出し、商品券を受け取ります。

このページに関するお問い合わせ先

#### [政策企画課](#)

〒879-2435 大分県津久見市宮本町20番15号

政策企画班

Tel:0972-82-2655

Fax:0972-82-9520

[お問い合わせはこちら](#)

[リンク・著作権・免責事項](#)

[個人情報保護](#)

[アクセシビリティ](#)

津久見市役所

〒879-2435 大分県津久見市宮本町20番15号

Tel:0972-82-4111(代表) Fax:0972-82-9520 [組織別電話番号一覧](#) [メールでのお問い合わせはこちら](#)

開庁時間: 月曜日から金曜日 8時30分から17時まで(土曜日・日曜日・祝日は閉庁)

Copyright © 2014 The City of Tsukumi. All rights reserved.

津久見市新築奨励・市内消費喚起事業助成申請書兼誓約書

平成 年 月 日

津久見市長 あて

津久見市新築奨励・市内消費喚起事業実施要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

決定日： . . .
交付台帳No.

申請者	氏名	④		性別	男・女	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	新住所	〒 _____ 連絡先 ( _____ )					
	旧住所	〒 _____ ※市外からの方 ⇒ 津久見市での居住経験 ( 有 ・ 無 )					
世帯情報	氏名	続柄	対象経費	内容	支払先	金額 (円) ※税込	
	( 歳)	本人					
	( 歳)						
	( 歳)						
	( 歳)						
	( 歳)						
	( 歳)						
	( 歳)		合計			④	
申請額	基本	④×0.4 と 200,000 円のいずれか小さい額			円	合計 (上限 300,000 円) 円 ※千円未満は切り捨て	
	子育て世帯加算	中学生以下の子どもを有する世帯は 50,000 円加算			円		
	市外転入加算	市外からの転入世帯については 50,000 円加算			円		
誓約書	1 定住した後、自治会へ加入します。						
	2 定住した後、市の実施する各施策に関する調査等に協力します。						
	3 私又は同居しようとする者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではありません。						
	4 3に記載された事実を確認するために、市が必要に応じて関係機関に照会することについて、同意します。						

助成決定通知書を受領しました。

平成 年 月 日

(署名)

④



# 助成額算出対象経費証明書

年 月 日

津久見市長 あて

(申請者)

住 所

氏 名

㊞

津久見市新築奨励・市内消費喚起事業助成申請書兼誓約書の提出にあたり、下記助成額算出対象経費について、領収書の提出が困難なため、本証明書を提出いたします。

## 記

○住宅を建築するために津久見市内で要した経費（建築資材購入費、水道工事など）

支払先事業者名・所在地	内 容	金額（円）※税込
【記入例】（有）彦岳水道 津久見市大字津久見 8888 番地	【記入例】 水道工事	【記入例】 500,000 円
		円
		円
		円
		円

申請者\_\_\_\_\_氏の住宅建築に際し、上記経費を要したことを証明します。

住宅建築請負者

所 在 地 : \_\_\_\_\_

名称・氏名 : \_\_\_\_\_ ㊞

担当部署名 : \_\_\_\_\_

電 話 番 号 : \_\_\_\_\_